

介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス) 重要事項説明書

令和 7 年 7 月 1日現在

1 提供するサービスについての相談窓口(※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。)

担当 あすなろデイサービスセンター管理者兼生活相談員 鎌田 早苗

電話 0244-44-1330

2 概要

(1) あすなろデイサービスセンターの概要

名 称	指定通所介護事業所南相馬市社会福祉協議会 あすなろデイサービスセンター
所 在 地	南相馬市小高区小高字金谷前 84 番地
事業所の種類	介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)
介護保険指定番号	介護保険事業所番号 0771200037 号
開設年月日	平成 18 年 1 月 1 日
事業の目的	要支援状態にある高齢者に対し、利用者が有する能力に応じ、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護支援を行う。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約に定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態になることの予防のため、適切な提供に努める
送迎サービスを提供する地域	南相馬市 (上記地域以外の方でもご希望の方は相談ください)

設備の概要

食堂兼 機能訓練室	相談室	静養室	浴室	送迎車
231.2 m ²	18 m ²	58.19 m ²	一般浴槽 機械浴槽	車いす同乗車 ・普通車軽自動車

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	職員の業務内容
管理者	介護福祉士	1名(兼)	事業所全体の管理を行う
生活相談員	介護福祉士	3名 (兼務4名)	生活指導・相談・助言の提供を行う
看護職員	看護師	3名(兼)	健康管理・相談・助言を行う。
介護職員	介護福祉士 ヘルパー2級	6名 (3名兼)	入浴・排泄・食事の介護、レクリエーション、その他生活全般にわたる援助を行う。
機能訓練指導員	看護師	3名 (兼)	日常生活復帰の必要な身体機能の維持・回復訓練を行う。

(3)利用定員

一般型 1単位	(総合事業・通所介護事業合わせて)	30名
---------	-------------------	-----

(4) 営業日時

営業時間	午前8時30分 ~ 午後5時15分
サービス提供時間	午前9時30分 ~ 午後4時30分
営業日	月曜日～金曜日まで(祝日も営業しています)
休業日	土曜日、日曜日、12月29日～1月3日(6日間)

3 サービスの内容

送迎のサービス	乗用車・リフト車等で利用者宅とセンターの送迎をします。
健康チェック	体温、血圧、脈拍の測定と体調確認をします。
入浴のサービス	一般浴槽・特殊浴槽等を使い入浴をサービスします。
食事のサービス	栄養バランスのとれた食事を提供します。カロリー食や、お粥、きざみ食も対応しています。
機能訓練	各個々の身体能力に応じた機能訓練をします。
レクリエーション	工作活動、運動、ゲームなどを行います。
生活指導・相談	生活または介護に必要なアドバイスをします。

4 利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額によるものとし、法定代理受領サービスである場合は、利用者から本人負担分(利用者個人負担の割合分)の支払いを受けるものとする。

(1) 基本料金

	介護度	1か月あたりの 利用料	一割負担	二割負担	三割負担
1ヶ月当たりの 利用料金	要支援 1	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円
	要支援 2	34,260円	3,426円	6,852円	10,278円
サービス提供 体制強化加算	要支援 1	880円	88円	176円	264円
	要支援 2	1,760円	176円	352円	528円
生活機能向上グループ活動加算		1,000円	100円	200円	300円
科学的介護体制推進加算Ⅰ		400円	40円	80円	120円
介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数に8.0%を乗じた単位数			

(2) その他の費用

昼食の提供に要する費用	800円
おむつ代	実費
その他	レクリエーション代等、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦1か月あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日小高区役所の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

① 利用料金の支払い方法

利用料金は各月末ごとに集計し、翌月上旬までに請求をいたしますので、請求のあった月内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は現金集金または口座引き落としになります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約締結後、サービスの提供を開始します。「通所型サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員に(ケアマネージャー)とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前まで文書でお申し出ください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情(人員不足等)により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為をとった場合、または当会が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当会や当会のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族代表者、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

7 事故発生時の対応方法

事業者はサービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、家族代表者、居宅介護支援事業者、市(保険者)へ連絡いたします。

8 相談・要望・苦情等の窓口

当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [職名] 生活相談員 佐野 美里 電話44-1330

○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日

○苦情解決責任者 [職名] 管理者 鎌田 早苗 電話44-1330

その他

当センター以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- ・担当:南相馬市社会福祉協議会 小高区福祉サービスセンター
[職名] 所長 青田 敏

・電話:0244-44-5970

9 サービス内容に関する苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

当センターの通所介護に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ・担当: 管理者 鎌田 早苗
- ・電話: 0244-44-1330

10《虐待の防止について》

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者	(職種: 管理者 氏名: 鎌田 早苗)
-------------	---------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11《身体拘束について》

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12.《業務継続計画の策定》

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応(衛生管理を含む)

- ・ 事業所における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求め、常に密接な連携に努めます。
- ・ 事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・ 事業所は、感染症発生防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・ 事業所は、感染症が流行する時期等、必要に応じてテレビ電話等通信機器を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対応は、感染予防マニュアルに沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策の策定

- ・ 防災の対応: 消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
防災設備 : 消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けるとともに、設備の定期点検を行います。

- ・ 防災訓練 : 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間の計画で実施します。
- ・ 事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるように計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会
所在地 福島県南相馬市小高区小高字金谷前84
名称 あすなろデイサービスセンター

説明者 氏名 _____

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業・通所型サービスについての重要項目の説明を受けました。

利用者 住所 南相馬市 _____

氏名 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____